

高井郡の戦国時代～近世への展望～

松本蟻ヶ崎高校教諭 村石 正行

はじめに 信越に所領を有する信濃武士について

表 高梨氏の所領分布

上越市	新屋 寺村 新党 本堂 岡宿 蓮田 杉袋 初山国衙分
	吉野之内小野次郎知行分
板倉町	石塚・針村 米澤
小千谷市	小千屋 高梨
新井市	中宿
三和町	比田森 鴨居村吉田知行分
十日町市	伊達之内戸丸惣右衛門尉知行分
南魚沼郡	上田之内尻高左京亮知行分 大きろく・小きろく せんこく 竹俣
新潟市	蒲原之内川中島内山知行分

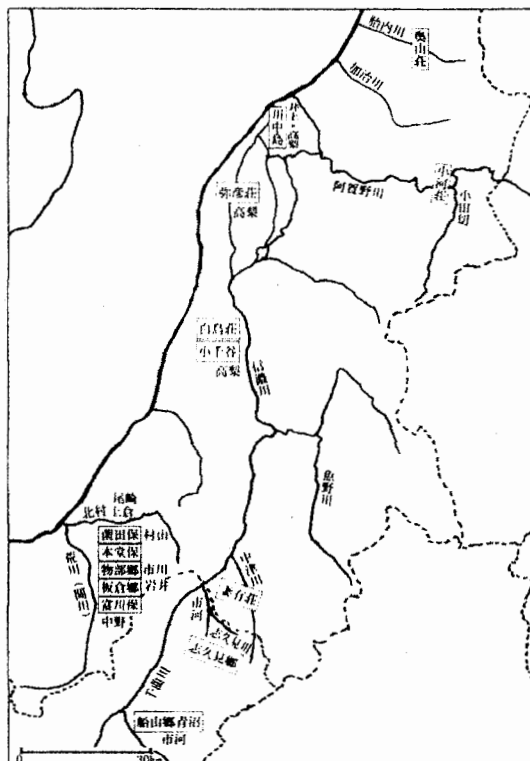


表 越後に所領を有した信濃を本貫とする武士

信濃川流域	井上氏 須田氏 市河氏	西蒲原郡河巾島 (白鳥莊) 後須田 妻有莊
関川流域	市川氏 岩井氏 上倉氏 尾崎氏 北村氏 中野氏 村山氏	越後国物部郷 三島郡岩井・道金・鬼木村板倉 三島郡水木 三島郡水吉 頸城郡鴨居村 三島郡水吉 頸城郡富川保・とひた牧 本堂保・藪田保
阿賀野流域	島津氏 小田切	奥山庄内田在家の散在所領 三島郡村岡 越後小川庄細越
姫川流域	仁科氏	

越後国人と婚姻関係を有する信濃武士

今清水氏 名字の地が越後国上越。

中野氏 中野馬允と頸城郡の關係。頸城郡富川保

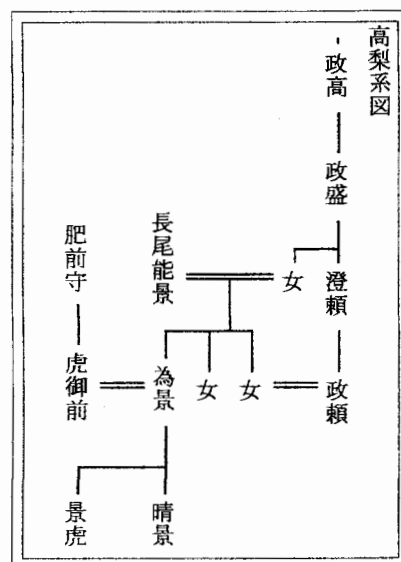
市河氏 鎌倉・南北朝 大井田・倉俣などと婚姻関係（市河文書・藤姓市河系図）

須田氏 雪村友梅→「釈友梅、雪村と号す。別号は幻空、越後白鳥の源氏子なり。母は須田氏」(「本朝高僧伝」)

信濃半国守護上杉氏

『大乘院寺社雜事記』文明9年12月条（各国守護）

信濃国 上杉、
小笠原、



1 永正の乱と信濃・越後

永正3年（1506）8月 長尾為景が守護代となる

→守護と守護代の対立が激化（永正の乱）

守護上杉房能を守護職から追放し松之山（十日町市）で自害させる（高梨政盛も参加）

→新越後国守護 房能の養子上杉定実

永正6年 関東管領上杉顕定が弟房能の死を怒り、子の憲房を越後へ攻め入らせたが憲房は敗れる
顕定が兵を率い越後へ入り信濃衆を破り、尾崎荘（飯山市）に入る
高梨・市河・泉衆は居館に立てこもる

顕定は定実と為景を国外へ追放→西浜口（糸魚川）～高梨口より帰国

永正7年 高梨・市河・泉・嶋津など信濃衆出陣し関東管領顕定を追い、高梨政盛により殺害される

永正10年 守護上杉定実が長尾為景と対立。政盛死去（永正10年4月27日没）

【史料1】「守護上杉定実奉行人斎藤昌長・千坂景長連署状」（『新潟県史』中世史料（補遺））

井上・海野・島津・栗田そのほか信州衆相談じ、関口より乱入すべきの由、方々注進到来、然らば上田口よりも定めて凶徒出張べく候歟、各用意あり、御一左右の上、時日移さず、出陣あるべき旨、揚河北衆へ、堅く申届らるべく、仰出され候者也、仍如件、

（永正六年）八月五日

（為景）
長尾六郎殿

（斎藤）
昌信
（千坂）
景長

【史料2】「長尾為景書状」（『越後文書宝翰集』中条氏文書九）

猶々啓候、関口事、信州よりハ境一口候間、聞くごとく候間、程あるべからず候、急度御用意簡要候、

井上・海野・島津・栗田其外信州面々、相談をとげ、関口より乱入すべく候由、方々注進候、然らば上田口も凶徒出張るべき歟、皆々御用意あり、御一左右上、時日移さず、出陣の由候、書を奉られ候、御一覽後、黒川とのへ申さるべき事候、恐々謹言、

（永正六年）八月八日

中条弾正左衛門尉殿

桃溪庵
（長尾為景）
宗弘（花押）

【史料3】「金沢系図略伝」（『山形県史』）

今般越後上杉定実公・長尾為景殿へ加勢のため、大膳大夫殿御出馬これあり候間、我等より下長井の御被官衆へ、この旨並越後の様体、兼て長尾殿より来簡共ニ披露せしめ置候様にと、御下知により申達し候、先ず越後六郎殿において始め、長尾中務少、中条弾正左衛門・斎藤三郎左衛門・毛利新左衛門・宇佐美弥七郎等、定実公御下知として、本庄三河入道・色部修理進・八條修理亮・同左衛門尉・山吉孫次郎・上條弥五郎・桃井讃岐守・石川駿河守等を責相戦われ候、但し房能殿御方たるによつてかくのごとくに候由、又信州衆市川甲斐守殿・小笠原大膳大夫殿・泉信濃介殿・高梨摂津守殿、此等信濃・越後の境敷見口・白鳥口と号し候所より六郎殿に味方として、越州津張の庄へ出張り、憲房殿の御味方と相戦われ候处、憲房殿打負かされ、これにより関東管領顕定、戦に報いんがため、上州より越後に打入り申さる所、関東衆に打散され、信州衆泉殿領内尾崎之庄と申处へ取ち除かれ候处、又候顕定その地へ打入れられ候、又信州衆相散じ、高梨方も市川方も泉方も居館ノ山につほみ申され候由、（略）、よって催促之廻文くだんのごとし

永正六年八月十一日辰之刻

国分平五郎
胤重（略）

【資料4】「上杉定実書状」（築地氏文書）

不慮題目故、越中に至り入馬候、年内風雪に及び候間、延引をおこない候、京都上位御厳重候間、

来年越中・能登・飛騨・信濃相談、西濱口・高梨口の事調儀を成すべく候、その口事伊達方懇切申越され候間、偏へに相憑み候、兵談あり入国の砌、いよいよ軍功を励まらるべく候由、感悦たるべく候、本意の上努々疎略あるべからず候、何様来春重ねて申送るべく候、謹言、

(永正六年) 十月六日

定実 (花押)

築地修理亮殿

【史料5】「上杉憲房書状案」『武家事紀』

そもそも去る六月十二日椎屋一戦に於いて利を失い候、所存の外に候しかるところ長尾六郎・高梨撰津守競ひ来り候間、同廿日一戦を遂げ可^(上杉顕定)諄討死、申すに及ばざる次第に候、椎屋一戦の後は妻有の庄に某馬を立て候、国中かくの如きの上は力及ばず関東へ馬を入れ白井のところに (下略)

(永正七年) 八月三日

藤原憲房

上乘院御同宿中

【史料6】「長尾為景書状」(伊達家文書)

芳墨到来、喜悦せしめ候、よって今般御加勢あるべきの旨、怡慶少からず、当邦追日思の俣に候、その境別儀なく候哉、境より越中衆推参これ有べき歟、思慮に過ぎず候、併信州衆高梨・小笠原・泉・市川・島津方出勢これあり、関東衆追散申され候、殊に其境より御出勢においては、本意近日たるべきの条、尚必御出勢待入候、恐々謹言、

(永正七年) 七月朔日

長尾 為景

伊達殿

【史料7】「島津貞忠書状」(上杉家文書)

爰元時宜につき、急候間、今朝関河方迄飛脚まいらせ候キ、然処、御同前御尋、畏入候、村上・香坂領中候小嶋田と号する地、中野牢人相集の由、その聞得候間、時宜心元なく存候処、中野家中ニ子細まとい候など、風聞候間、(中略) 去廿二寅刻、かの牢人衆被官中野ニ相残候者共、色あらし候処、南口通路なく利を失い、散々罷成候間、中野へ旁迫懸、或者生取、又者からめられ候由申候、今分ニ候ハ、指事有間敷候かと存候、御心安かるべく候、河西通路の事者、愚^(島津)老候はん間ハ涯分申付べく候間、別條有間敷候、河東の事、いよいよ須田・綿内へ仰付らるべく候、別而栗田方自ら戦をかけ、まわれ候などハ、今日只今まで此方へその聞得なく候、ただし彼地の事は、仏在所候間、中野牢人衆も、遊行事これあるべく候歟、委は存ぜず候、何様御意透彼方へ申越すべく候、先書こもとの様体具に申候間、早々御報に及び候、沙汰なきにあらず候、恐々謹言

(永正十年カ) 七月廿四日

島津貞忠 (花押)

(為景)
長尾殿 御報

当国其御国まで、色々不思議なるまといの由申候、御進退何篇にも御用心簡要候、しかりといえども面目なく申す事候へ共、当国衆我々を始として何も若輩候間、甲斐一敷く計儀を致し得間敷候間、御心安かるべく候、返々今度は草間大炊助武略を致し、夜更・小嶋の被官山々よりさかし出し数多捕取、兩人はつ付ニかけ候、まことに比類なく候、

2 境目領主市河氏

(1) 越後に所領を持った市河氏

【史料8】「武田信玄判物」(吉川金藏氏所蔵文書)

「市川新六郎」(封紙ウハ書)
定

信・越両国の内、祖父以来在所に至り、退出の砌拘来らる知行相違あるべからず候、又越後妻有庄の内、旧領の外二郷出置候、ただし申掠らる旨あり候ハ、重而聞合下知加ふべきもの也、仍如件、

永禄十年丁卯 六月十六日
市川新六郎殿

(武田信玄)
(花押)

(2) 旧領を回復する市河氏

【史料9】「上杉景勝書状」

其元の様体二付而、きつと脚力到来、具に聞届候、縦い市川如何様二申廻候共実所と心得らる聞布候、其地有無衆用心も大切之由候間、人数差越候、口遣迄なく候といえども、普請用心等油断あるべからず候、扱又、条々申越通、委細聞届候、精ハ源五殿仰届らるべく候、猶万吉重而、謹言、

六月十九日
小森澤刑部少輔殿

景勝(花押)

【史料10】「上杉景勝書状」(永山祐三氏所蔵文書)

重而源五殿迄指越書中披見、[其地]之事、市川請取べき由申候歟、これにより、今日甲陣へ飛脚を遣はし候、定て別義有間敷候、縦い如何様二申候共、其地堅固ニ相抱へらるべく候事、簡要候、以前人数之事申越され候間、則差遣候、此度の儀候間、如何共手堅仕置専一候、此義は市川所行たるべく候、勝頼へ深く子細を申合候間、か様の少差を以、大途違らる事有聞布(候)、其心得尤候、相替儀候者、追々申越べく(候)、猶源五殿申届くべく候、謹言、

六月廿三日
小森澤刑部少輔殿

景勝(花押)

(3) 両属する市河氏

【史料11】「市川信房・大熊長秀連署状」()

去四日口御書昨六日到着、拝翰せしめ候、仍て仰下さる趣其旨存候、然りといへども、当地昨今罷り移り、人数なく候条、何篇ニ茂甲州下知を受る兩人の衆相談、疎意に存ずべからず候、内々此等の趣御請に及ぶべく候といへども、先日も申達候のごとく、遠慮故其儀なく候、宜しく御取成仰するところ候、恐々謹言

(天正六年) 十月七日

(慶綱)
竹俣三河守殿
(長教)
新発田尾張守殿 御宿所

大熊新左衛門尉 長秀(花押)
市川新六郎 信房(花押)

【史料12】「武田家朱印状写」(石井進所蔵文書)

小菅より赤沢に至る、往復のため、人民居住せしむるの由、尤思し食され候、もし非分狼籍を企てらる輩者、罪科に処せらるべきの由、仰出される也、仍如件、

天正七年

二月廿五日竜朱印

市川新六郎殿

土屋右衛門尉

奉之、

【史料13】「上杉景勝書状」(上越市公文書館所蔵文書)

書中差越具見届、委細心へ候、然者、爰元の儀何事もなく候、心安かるべく候、一昨十七 館落居、敵悉討捕之候、さめかを一城成置候、種々計作これをなす、堀江かたへ申越候条、落着程有間敷く候、心安かるべく候、随而 関堺 敵成るべく働模様の由、いさい心へ候、栗林始とするもの、何も爰元へ越候者共、今日返し候間、何も油断ハ有間敷候、樺澤の義もそうそうはきやく成るべきの由、申越候条、定而如在ハ有間敷候、随而市川甲州へ召よせ、須田五郎赤澤に差置候よし申候哉、少も当城に対し別意ハ有間敷候、爰元へも巨細を聞き候条、心安かるべく候、(略)

(天正七年) 三月十九日

景勝(花押)

浅間修理亮殿

(4)「文禄三年定納員数目録」にみる妻有の武士と市河氏

大井田氏 大井田喜七郎 391.5 石 大井田平右衛門 110.9 石

小森沢氏 小森沢又五郎 257 石 小森沢肥前 107.9 石

【笹岡衆】 今井氏 今井源右衛門 371 石

【泉沢政秀同心衆】 中条氏 中条玄蕃 22.1 石

【市川房綱同心衆】 倉俣氏 倉俣源四郎 28.8 石

【史料12】「市川土佐守房忠伝」(「山梨県立博物館市川文書」)

市川土佐守房忠 文禄三年甲午歳八月八日於信州市川之城誕生、父市川左衛門尉房綱、母者倉俣讃岐守女、始名孫次郎・・・

【史料14】「文禄三年定納員数目録」(上杉文書)

山廻衆 証人横目モ兼ル

四十六石九斗一升七合 本名中野 市川源左衛門

※横目 証人・目付ともいう。両属する「境目の城」に在城していること自体が、一方の大名が証人を要求することのできる根拠となっていた。横目を差し出すことで両属関係の安定が図られた。

3 飯山口と外様衆

(1) 御館の乱と両属する岩井氏

【史料15】「上杉景虎宛行状案」

(歴代古案)

当国堪忍あるべきの由簡要候、そのため下條宮内少輔分并念仏寺領出置者也、仍如件

天正六
八月三日

(朱書)
「三郎殿御名乗」
(追筆)

景虎

「岩井備中兄」
岩井大和守殿

両派のおもな武将(史料上確認できるもの)

地域	景虎方	景勝方
頸城	山本寺定長 堀江宗親 篠宮出羽守 東条惣介	山本寺孝長 豊沼友重 佐野清左衛門尉 上野九兵衛尉 東条加賀左衛門
魚沼		小森沢政秀 金子次郎右衛門尉 深沢利重 登坂安忠・清忠 広居忠家 樋口兼一 栗林政頼 黒金景信 桜井吉晴 福王寺兵部少輔 多功景後 佐藤平左衛門
刈羽	青海川・鮎波・上条・琵琶島之者共 琵琶島善次郎	上条政繁 安田顯元 斎藤朝信
三島	秋之者共	直江信綱
古志	上杉景信 本庄清七郎 丸田周防守	
蒲原	神余親綱 丸田伊豆守 丸田橋部助 河田吉久 黒川清実	吉江信景 山吉景長 山岸秀能 山岸光祐 村山慶綱 菅名綱輔 安田治部少輔 水原満家 竹俣隆綱 加地春綱 五十公宗信 新発田忠教 中条景泰 築地資豊 山浦國清 高梨外記
岩舟	鮎川盛長 本庄顯長	色部長真 本庄繁長
東蒲原	小田切彈正忠・孫七郎 金上盛備	
信濃国	高井・水内 夜交民部左衛門・九郎三郎 八町某 岩井大和守 鹿能・式部 桃井義孝・上倉下総守	須田清親 北村孫兵衛 井上三郎兵衛 大滝新兵衛尉 高梨藤八郎 華間正左衛門 吉田源左衛門 宮越新五郎 岩井昌能・信能 尾崎重信 嶋津善七郎 岡田十左衛門 境新左衛門 大滝新兵衛 大滝基兵衛尉
更埴	関屋佐左衛門 東条佐渡守	東条加左衛門
越中国		小島職頼 御坂長実 河田長親 神保職泰 長景通
上野国	北条高広 北条景広 河田重親	上野家成

【史料16】「上杉景勝感状案」（覚上公御書集成）

今度錯乱の処、籠城を遂げ走り廻る事、神妙至候、茲により、^{（上越市三和）}山東郡南岩井村・道金村・鬼木村并板倉村平七分宛行候、弥忠信を抽んずべき旨、肝要候、仍執達如件、

天正六年

九月朔日

景勝

^{（昌能）}
岩井備中守殿

【史料17】「上杉景勝感状」（県立歴史館所蔵文書）

今度錯乱の処、籠城を遂げ走り廻る事、神妙候、茲により湯浅分宛行候、弥忠義を抽んずべきの段簡要候、仍執達如件、

天正六

九月朔日

景勝（朱印）

大瀧新兵衛尉殿

（3）武田勝頼に軍役奉仕する外様衆

【史料18】「武田勝頼安堵状案」（歴代古案）

向後忠節を抽んずべきの旨言上候間、累年被抱来領地、異義なく下し置かれ候、重以御検使相改められ、知行分定納之員数により軍役を定められるべし、弥忠信肝要たるべきの由、仰せ出される者也、仍如件、

^{（正七年）}
九月廿三日

跡部大炊助
奉之

尾崎孫十郎殿

【史料19】「武田勝頼朱印状」（県立歴史館所蔵文書）

自今以後別而奉公の忠を抽んずべきの候の間、来秋飯山領御改の上、相当の闕所、宛行らるの由仰出さるところ也、仍如件、

天正七年二月十七日

土屋右衛門尉 奉之

大瀧甚兵衛尉殿

【史料20】「尾崎重元書状案」（尾崎文書）

達

今度各当納の儀、願候旨に任せられ、甲府江申出候処、藏方を以て相改候得由、申来により、則相改候通ため、員数訴訟せしめ候処、幸上聞候、弥押付、代官・藏方等の書立引合、相渡すべきの由、仰出され候間、其旨申付、古河・石栗指越候、仍如件

天正八辰

九月三日

尾孫十
重元

大瀧和泉守殿
夜交左近丞殿
大瀧土佐守殿
小幡山城守殿
上倉参河守殿

【史料21】「上杉景勝宛行状案」（歴代古案）

出置地之事

- 一 尾崎十右衛門分
- 一 榎井甚右衛門分
- 一 新屋右近丞分

一 谷弥四郎分

以上

右、普請用心等油断なくこれを勤べき者也、仍如件

天正八年

七月七日

丸山助兵衛尉殿

景勝（花押）

4 境目の領主 小田切氏と蘆名氏

(1) 芦名・上杉に両属する小田切氏

【史料22】「文禄三年定納員数目録」

信州出身 小田切豊前守分 芦名家ニモ奉公 小田切安芸守分 同

【史料23】「芦名盛隆書状」（小田切文書）

松本左馬助新発田へ指越候、上下之路次中相違なき様、懇切馳走尤に候、彼口滞留中脚力以下往還、猶以任置候、恐々謹言

(天正十年) 二月廿六日

盛隆（花押）

小田切弾正忠殿

【史料24】「芦名盛隆書状」（小田切文書）

「(墨引) 小田切弾正忠殿 (墨引)」

書札委曲披見候、景勝新発田筋へ出張候哉、これにより、越衆より書状披見候、舟の儀借り候事、返々無用候、委しく松本伊豆守ニ申理候間、申越すべく候、細事儀は、越国へ万々忠節慮外の至候、向後其分候はば、断じて申付け候 恐々謹言

(天正十年) 八月十六日

盛隆（花押）

小田切弾正忠殿

5 岩井信能の工作

【史料25】「上杉景勝書状」（覺上公御書集成）

その方の稼をもって、今般海津北之諸土ことごとく引付るの儀、浅からざる次第に候、然ば、片時も早々色立ち、肝要に候、かようの儀延々ニ候えば、露顕せしめ、必ず滅亡せしむる者ニ候間、皆々相急ぎもつもの由、いよいよ念をいへべく候、謹言

(天正十年) 三月廿九日

景勝御居判

岩井式部少輔殿

【史料26】「岩井信能書状」（上杉家文書）

猶々、如何の時分、③上様御意光をもって、^(外様)とさまもの共ニも、先代成に馳走せしめ、父ニも一所ニ^(談合)たんかう申、上さま御めにかへ申、はや仏神を頼み入り、この表ニねまり、在所の儀をは存じ候ハす候事、是非なき次第に候、④御取成候て、早々めしかへさせられ本意ニ成られ候て下され候、けつか 上さま又かたへさま無二の御ほうこう申すべき存より、一度 上様御光をもって、本意に申し度き存分に候、さやうニこれなく候へは、近年忠信尚これを致し申す事候、頼み奉り候、已上、

わざわざ飛脚をもって申し達し候、よつて昨日御書中下され候、参着せしめ候、①外様之もの共先代のごとく御忠信申し候、飯山の地取つめ申し候の由、自ら何をもって然るべく候、如何に落城申

し候や、かやうの時分、②ここもと差し越され候故、信州へ出陣申候ハて、是非なき次第に候、備中守も^(昌能)
一るい・ふ代・召使者、外様面々力あるまじく候、一度 上様御前を無二まほり申儀も、かやうの
時、御意光をもって本意を申し、外様もの共御取り成し申したく候ニ、ここもと在陣何事候哉、よ
くよく御分別候て、めしよせられ、外様へ先ず御備成され候まで、御越し候様ニ頼み入申す外、他
事なく候、万吉、恐々謹言、

(天正十年) 卯月一日

岩民
信能 (花押)

与六殿参人々御中

6 両属から家臣団再編成へ

(1) 直江兼続配下(与板衆)となった信濃武士

【史料27】「直江兼続書状案」(覚上公御書集)

一同年四月、信州住小士の輩、越府に在勤せしむにより直江兼続奉ずるの知所証の書出

知行覚

^(高井郡、以下同)

一 田中・同水 下 一 沓野・金蔵 一 於井上源三郎扱

以上

右注文の如く宛てらるところ如件、

天正十四年四月十七日

兼続

高山仁助殿

八町傳助殿

【史料28】「直江兼続黒印状案」(景勝公御書集)

井上五十人衆軍役の儀堅く申付くべく候、もしかの者共の内ニ其方下知に背く者これあり、ていれば、
急度注進尤に候、以上、

二月廿八日

直江黒印

大峽織部佐殿

【史料29】「直江兼続宛行状」

五拾五貫九百文 鴨居村

此内

貳拾貫文之分、仰付られる者也、よつて如件

天正十年

直江

卯月六日

尾崎孫十郎殿

(2) 会津移封(慶長3年(1598)3月)と高井郡の武士

「米沢藩諸士書上」(米沢市立図書館蔵 抜粋)

市川左衛門佐房綱 始め長寿丸、景勝公御代信州に差置かれ忠信す。會津へ国替の上、仙道塩ノ松西城
に差置かれる、秩六千七百石これを賜る、米沢御国替供奉、慶長十九年十二月廿六日大坂に於いて討死。

町田作左衛門元秀 右元秀、父総助儀は信州井上拾七騎の内。天正之頃武田信玄公御知行下され、御朱
印今に所持仕り候。それ以後信州御手に入る。景勝公御代、御当家様江属し奉り、直江山城守手にて相

勤め、会津国替の節も会津江罷越す。(中略) 作左衛門相改め、御知行三百石成され歩破のもの百人御預かりのところ、組の者里の手五拾人会津江参らずにつきて、御勘気を蒙る。その後蛇口村に召し出され、住居の砌、信州召し連れ候譜代の召仕大勢扶持仕るにつきて、開地申し立て候処、蛇口矢野目・小其塚の内勝手次第、自分足輕を以て相開の旨直江山城守直筆之証文今に所持仕り候。

八町伝助嫡子 八町清兵衛長忠 初名與三郎 右は、景勝公御代会津において父家督を継ぎ、御知行五十石成し下され、御馬廻に相勤め候、右家督の年月不分明候。

一右御代、大坂兩度の御陣共に相越申し候、その節直江山城守命をもって清兵衛ならびに北村孫兵衛兩人を召し、武具鉄炮等、公儀の御入料をもって京都辺をお登せ下し置かれるに付き、右諸賃銀よりこれある拾石の処、御取上に罷り成り、御算用相済ませお返し下し置かれるべき由に付き御帰陣の上はこれある旨御訴訟申し上げ候得共、何の訳かその御沙汰なく四拾石にて軍役相勤め申し候

曾祖父 尾崎源太左衛門重雪 信州小布施城主飯山加番 尾崎三郎左衛門重譽嫡子 (中略) 慶長四年の春歳式拾七二而福島において、父の跡式家督仰せ付けられ、御知行相違なし、右御城守護仕り同心まで居城御改たまう、遊ばされ候所、讒訴御座候て御不審御座候時分、差置仕る岩井備中老人会津へ参上、色々申出候付、相残同所一家何も申訳なく、知行勤方各召上られ家頼同心まで直江山城守御預成され候

(3) 直江兼続と鉄炮技術

鉄炮技術の重視

「越後より若松へ御国替の刻、先方衆諸浪人御かゝへの時鉄炮の師匠を仕者かゝへ申さるべし」(「鉄炮一卷之事」『上杉文書』九四五)

兼続、米沢白布に鉄炮工場を作り、城下に鉄炮屋町を設置

木島又次郎 (図書) 鉄炮衆。「てつはう衆にいて候者候ハ、よりき忒人ほとたつね申へく候」(「高梨頼親書状案」『歴代古案』六)

滝澤氏 兼続「てつはうの用いるところに時々遣わし候」(維宝堂文書) → 鉄炮技術者

立岩喜兵衛 (葛山衆) 鉄炮・弓能手を調達するよう兼続が命ずる (覚上公御書集)

町田元秀 「大坂御陣の節御鉄炮御足輕五十人組仰せ付けらる」

八町傳助 御鉄炮衆 (覚上公御書集、天正 14 年)。子の長忠も大坂陣で直江兼続の命で北村孫兵衛とともに鉄炮買い付ける。

尾崎氏 岸和田流鉄炮秘伝書が伝わる。岸和田流は上杉家臣 唐^{からうど}人 秀正・吉田善定が薩摩の商人岸和田氏から伝授された。

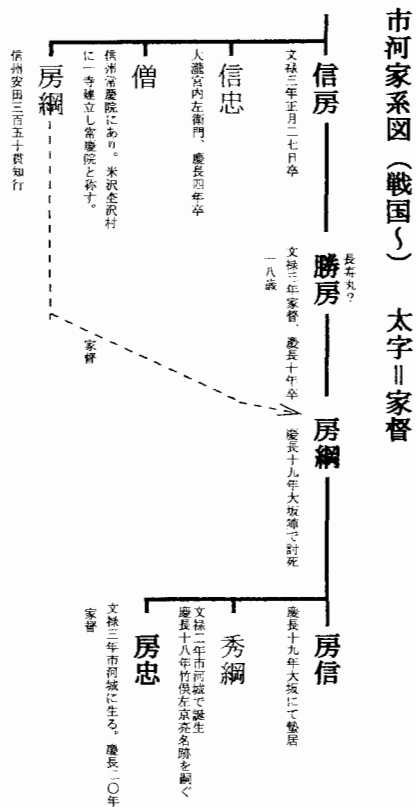
関之信 西條志摩守の配下で慶長 17 年 (1612) 鉄炮師範丸田盛次より秘伝を受けられる。

丸田盛次 信州丸田在名ヲ以氏トス。丸田勘解由名跡実御馬廻駒沢氏。無給ニテ鉄砲為稽古大坂ニ至片桐左近少輔ニ随ヒ種子島鉄砲奥義ヲ伝ヒ米府ニ下ル。慶長九年御家中御鉄砲総支配命之、直江山城守ニ御預以来与板之列ニ入。 ※丸田伊豆守：越後栃尾に所領。

おわりに

- ・越後守護権力と北信濃 川中島合戦もこの観点で考えるべき。
- ・境目地域の戦国時代 「一族が分裂」というよりは「一族で両属」したのが境目地域
上野・信濃・越後 3 カ国はこれらの観点から見直しが必要

付図・付表



支	城	城主・城代	知行高	外に 同心給	備 考
羽州置賜	米 沢	直江山城守兼統	60,000	5,400	
	高 畠	●春日右衛門元忠	4,000		米沢諸司代
	金 山	色部与三郎光長	10,000	3,200	
	中山	横田式部少輔官俊	3,000		
	荒 砥	泉沢内守久秀	11,000	3,200	若松諸司代
	鮎 貝	中桑与次三盛	10,000	3,200	
	小 国	二誠等在番			
羽州庄内	酒 田	志駄修理亮義秀	5,100	2,300	
	藤 島	木戸和泉守範秀	5,000	2,300	
	大(尾)浦	松本伊賀守助義	3,200		
奥 州	白 石	甘粕備後守景藏	20,000	3,300	
	梁 川	●須田大炊助長義	20,000	3,300	
	保原	大石播磨守綱元	5,500	2,810	若松奉行
	大 森	●栗田刑部少輔国時	8,500	3,200	
	宮 代	●岩井備中守信能	6,000	2,480	若松奉行
	福 島	本庄越前守繁長	10,000	3,200	
	塩 松(東)	●山浦源吾景国	6,500	2,480	
	"(西)"	●市河左衛門尉房綱	6,700	2,480	
	二本松(東)	下桑駿河守忠親	4,000		
	"(西)"	秋山伊賀守定衛	1,000		
	猪苗代	水原常陸介親憲	5,500	2,810	
	浅香(安積)	安田上総介能元	11,000	3,200	若松奉行
	森(守)山	竹俣左京亮利綱	2,100		
	長 沼	●島津茂路守忠直	7,000	3,200	
	白 川	●芋川越前守正親	6,000	2,480	
	"	●平林藏人佐正恒	3,000	2,160	
	南 山	大國但馬守実頼	21,000	3,300	
	伊 南	●清野助次郎長範	11,000	3,200	
(越後境)	津 川	藤田能登守信吉	11,000	3,300	
佐 渡	羽 茂	黒金安藝守尚信	2,500		
	沢 根	須賀修理亮盛能			

表 会津時代の城将

